

(書式 1 - 1 - 8 - 2)

相続財産に属さない権利を遺贈する場合に遺贈義務を免責する場合の遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの自筆証書遺言で、次の建物の権利が遺言者の死亡の時に於いて相続財産に属すると属しないにかかわらず、これを内縁の妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号）に遺贈した。しかし、遺言者は、遺贈義務者である相続人がその権利を取得して移転する義務及びその価額を弁償する義務を免除する。*a h i C h u o*

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

家屋番号 〇〇番

種 類 店舗

構 造 鉄筋コンクリート造二階建

床面積 一階 〇〇・〇〇平方メートル

二階 〇〇・〇〇平方メートル

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

（書式1-1-8-1）の遺言により生じた相続人の遺贈義務及び価額弁償義務を免除する遺言である（民法第997条第2項但書）。この遺言により、受遺者は、遺贈の目的である財産の権利が遺言者の死亡の時ににおいて相続財産に属している場合にのみ、遺贈の効果を受けられることになる。

